

免税販売における在留証明の利用について

2023年1月5日

在ロサンゼルス日本国総領事館

2023年4月1日から消費税免税制度が変更となり、日本国籍を有する方で2年以上引き続き日本国内以外の地域に居住している方は戸籍の付票の写し（原本）または在外公館が発行する在留証明を免税店に提示することで本制度の利用が可能となります。

免税購入のために在留証明の発行を希望される方は、[こちら](#)で必要書類を御確認の上、当館窓口で申請してください。当館はただいま予約制となっております。申請の際は[こちら](#)から「申請窓口」の事前予約をお願いします。
※免税購入にかかる在留証明の発行にあたっては、本籍地の地番確認のため戸籍謄（抄）本等の提示が必要となりますので、御留意ください。また、2年以上の住居期間が確認できる証明書類が必要となります。

なお、消費税免税購入にかかる詳細につきましては、観光庁が窓口となります。詳細については以下をご参照願ください。

○観光庁ウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html>

○パンフレット

[「消費税免税制度が変わります！」](#)

○消費税免税購入に関するお問い合わせ先：

観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当

メールアドレス：hqt-taxfree@mlit.go.jp

○在留証明に関するお問い合わせ先

在ロサンゼルス総領事館 領事警備班

電話：(213)617-6700（休館日を除く 9:30~12:00、13:00~17:00）